

連合山口における 特定（産業別）最低賃金への取り組み

日本労働組合総連合会山口県連合会 事務局長 山近 和浩

私が最低賃金に関わったのは、1998年に鉄鋼労連山口県本部の事務局長に就任時である。山口県最低賃金審議会委員と鉄鋼専門部会委員、そして連合山口最低賃金対策委員会の事務局長までも引き受けることになった。当時、J

過ぎない。この度、ここ数年の実績が注目されたのか、「どんなことをやっているのか報告せよ」ということなので、恥ずかしながら執筆してみた。少しでもお役に立てば幸いです。

業の人事担当部長クラスが就任されるわけであるが、自社の状況は言っても地元の当該業界団体の代表ではないので、当該産業を代表しての発言はできない。よって、「最低賃金を引き上げたらどのような影響がでるか分からないから、引き上げには慎重にならざるを得ない」となる。

「現行法定最低賃金プラス〇〇円」という額で明確に設定し、該当する関係労使間における企業内最低賃金協定の改訂および締結を徹底した。その上で、全ての特定（産業別）最低賃金の申請を労働協約ケースに切り替えた。

C中国地連の事務局長も兼務しており、多忙な中、試行錯誤を繰り返しながら審議にあたった苦勞を思い出す。4年間の任期を終え、一旦は企業連や単組に戻ったが、2008年に連合山口の副事務局長に就任し、再び最低賃金に関わることとなり、通算12年目となる。

特定（産業別）最低賃金の審議にあたって、業種ごとの専門部会を設置し、公労使の三者構成で各側3名の委員で審議することはご承知の通りである。悩ましいのは公益側委員が必ずしも当該産業・企業の実態に精通している方ばかりではないというところが一つ。また、使用者側委員についても、1名は経済団体の事務局から就任されるケースが多く、当該産業・企業のプロではないことから、無難なところで「最低賃金を引き上げたら中小零細企業は潰れる」との発言を繰り返されることもある。そして残る2名の委員も地元企

業別）最低賃金の円滑な水準引き上げに向けて先ず行ったことは、推進体制の整備である。2009年から専門部会ごとに幹事委員を決め、幹事委員を中心に、審議対策を企画・立案することを徹底した。そのうえで、いくつかの仕掛けを次のとおり整備した。

中小の労働協約も極力取り入れたことにより、労働協約ケースでの申請を背景に、集約した労働協約の最低水準までの引き上げを強く主張できるようになった。

山口県の特定（産業別）最低賃金は、鉄鋼・非鉄、輸送、電機、百貨店・総合スーパーの4業種である。

私がやってきことは決して珍しいことではなく、連合や金属労協などの方針を忠実に具現化しただけに

2 公益側委員・使用者側委員へのわかりやすい説明

（その1）情勢認識の共有化
特定（産業別）最低賃金は、一部個別企業の収益によって左右されるものではなく、あくまでも県内産業全体の状況を踏まえて決定すべきなのであるが、ここで問題なのが都道

1 企業内最低賃金協定の水準目標の設定

引き上げに寄与する金額水準を

「その1」情勢認識の共有化
特定（産業別）最低賃金は、一部個別企業の収益によって左右されるものではなく、あくまでも県内産業全体の状況を踏まえて決定すべきなのであるが、ここで問題なのが都道

府県別に「当該産業企業が儲かっているのか否かを見る統計データは存在しない」ということである。使用者側委員は「通常の事業の支払い能力」を「自社の」支払い能力と取り違えてよく主張されるが、これに公益側委員が「そんなに厳しいのであれば引き上げは難しい」と同調してしまうケースが多い。

この雰囲気を変えるのは一苦労だ。そこで、全国的な状況は定量データとして把握できることから、当該産業の状況と県内主要企業の状況を織り交ぜながら、公益側委員に対して分かりやすく説明することを心掛けるようにした。

② 定量的な水準目標の明示

極力、定量的なデータをもとに、口頭ではなく資料を配布するなど、現在の最低賃金水準が全国的に見て高いのか低いのかを、公益側委員・使用者側委員に分かりやすく説明し、理解いただけるよう工夫した。これにより、総合指数の順位をもとに、鉄鋼・非鉄および輸送については、同ランク（C）の相場を横にらみし、同ランクの水準を維持すべきこと、電機および百貨店・総合スーパーについては、同ランク（C）の相場から強く求めた結果、公益側委員から電

機および百貨店・総合スーパーについては「相対的に山口県の現行水準が低い」、輸送については「周辺他県との格差是正が必要」との認識を引き出すことに成功した。

3 使用者側委員との「コミュニケーション」の強化

労使とは言っても、専門部会委員の労使には直接的な労使関係が存在しないことから、お互いの立場に配慮するという意識は薄いわけである。水準決定の最終場面では、感情が結果に大きく影響することも否めないことから、審議前の使用者側委員への根回しは重要となる。

近年、委員の入れ替わりが激しく、なかなか信頼関係を構築するのは難しい環境にはあるが、毎年審議に入る前には、当該構成組織と連携し、労働者側委員が使用者側委員のところへ挨拶に行き、金額決定の最終局面でも事前に労働者側委員が使用者側委員のところへ行って、労働者のスタンスについて理解を求めするなど、丁寧な対応を徹底している。わざわざ訪ねていくことに重みがある。

4 打順の調整

審議にあたっては、どの産別から金額決定するか、その年の相場に

大きく影響する。比較的高い金額を引き出せそうな産別を事前に想定し、その産別が先行できるように、事務局にも協力をいただいで審議日程を調整している。

5 未満率の低減

未満率が高いと「やっぱり当該産業は厳しい状況にあり、引き上げが難しい」という理屈が成り立つてしまう。輸送は、この未満率の高さに長年にわたり苦しめられていた。それは、輸送に自転車が含まれており、その部品事業所を見ると比較的軽微な作業が多く、法定最低賃金違反が多かったことによるものであった。

こうしたことから、特定（産業別）最低賃金は「主に基幹的業務に従事している基幹的労働者に適用される。具体的な基幹的労働者とは、安全衛生教育等が必要な業務に従事している労働者、訓練や熟練を要する作業に従事している労働者、精密部品等慎重な取扱いが必要な作業に従事している労働者等とされている」ことに着目し、2011年から2年間で4業種の適用除外業務の検証、見直しを行うことにした。

その結果、輸送の適用除外業務のみの見直しに留まったが、軽易な業務を除外したことにより、未満率を

大幅に低減することに成功した。勿論、見直しにより、当該労働者の賃金が引き下げられるような懸念もあったことから、「見直しにより賃金引き下げが生じないように配慮する」等の付帯決議を行った。

また、毎年の賃金基礎調査において、適用業務以外のデータが混在してしまう等のケースもあり、未満率が高い場合には事務局に再度確認作業を依頼することを徹底している。



山近和浩（やまぢか・かずひろ）
日本労働組合総連合会山口県連合会
事務局長

1990年9月新日本製鐵労組執行委員、98年10月鉄鋼労連執行委員兼山口県本部事務局長、2002年9月新日鐵労連常任中央執行委員、04年9月新日鐵光労組副組合長、05年9月新日鐵住金ステンレス労組書記長、08年9月連合山口副事務局長、10年11月連合山口事務局長、現在に至る。その他、山口地方最低賃金審議会委員、山口労働局労働審議会委員も務める。